



福岡医発第 2896 号 (地)
令和 6 年 2 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革」に関する広報物について

本年 4 月から医師の時間外労働の上限規制（医師の働き方改革）が適用されることから、勤務医（常勤・非常勤含む）がいる医療機関等においては、労働時間の把握や宿日直許可の取得、特定労務管理対象機関の指定申請等のご対応をいただいております。

医師の働き方改革を進めるにあたっては、医療機関の取組みだけでなく、県民の理解も必要不可欠であることから、今般、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室が作成した医師の働き方改革に関する広報物（ポスター、リーフレット、パンフレット）を各市町村に配布し、地域住民へ積極的に情報提供いただくよう依頼した旨、福岡県保健医療介護部医療指導課より別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、広報物の活用について貴会会員へ周知方よろしく願いいたします。

なお、

- 1) 広報物は下記特設サイトよりダウンロード可能です。
- 2) 下記特設サイトには医師の働き方改革に関する概要や啓発動画等も公開されておりますので、併せてご活用ください。

記

【特設サイト】

<https://iryou-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>



小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

公印省略

5医指第2335号
令和6年1月26日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
一般社団法人福岡県医療法人協会长
福岡県有床診療所協議会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

「医師の働き方改革」に関する広報物について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素より多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり県内市町村に通知しますので、あらかじめお知らせいたしますとともに、貴会員にご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、各広報物につきましては、厚生労働省特設サイトからデータでダウンロードいただくことが可能ですが、印刷物が必要な場合は、ご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

【特設サイト】

URL <https://iryou-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

各医師会通知



公印省略

5 医指第 2 3 3 5 号
令和 6 年 1 月 2 6 日

各市町村長 殿

福岡県保健医療介護部長
(医師・看護職員確保対策室)

「医師の働き方改革」に関する広報物について

福岡県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から医師の時間外労働の上限規制（医師の働き方改革）が始まります。医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、持続可能な医療提供体制を維持していく上で大変重要です。

このことにつきまして、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室から、医師の働き方改革に関する広報物（ポスター、リーフレット、パンフレット）の送付がありましたので、ご活用いただくよう、お願いします。

医師の働き方改革を進めるためには、医療機関や医療従事者だけでなく、患者を含めて、関係者が一丸となって取り組んでいくことが大切であるため、各市町村におかれましては、地域住民への積極的な情報提供等にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

各広報物につきましては、厚生労働省特設サイトからデータでダウンロードいただくことが可能です。
【特設サイト】 <https://iryoku-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医師の長時間労働改善に向けた取組にご協力下さい。

「医師の働き方改革」、スタート。

2024年4月より、
勤務医の残業時間に上限が設けられます。
みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

患者さんやご家族のみなさまにご理解、ご協力していただきたいこと

- | | |
|---|---|
| <p>診療時間内の受診</p> <p>日頃から決められた診療時間内での受診にご協力ください。
特に、病状、検査、手術の説明を受けるといった場合は一層のご協力をお願いします。</p> | <p>「いつもの先生」以外の対応</p> <p>タスク・シフト/シェア
疾患の説明や検査など、医師が担っていた業務の一部を他の医療スタッフに任せたり分擔することがありますのでご理解をお願いします。</p> <p>複数主治医制
患者さんの治療を行う医師がチームを編み、1人の患者さんに複数の主治医が対応することがありますのでご理解をお願いします。</p> |
|---|---|

詳しくはWEBをご覧ください。




「医師の働き方改革」が始まります。



「医師の働き方改革」を進めるために

「医師の働き方改革」はじまる編



「医師の働き方改革」に取り組んでいます編



医療機関からのお知らせ

ポスター(B2版・A3版)、リーフレット(A4版) パンフレット(A4×8ページ)